

宮福高第 1281 号
令和 7 年 1 月 31 日

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第 1 号通所事業通所介護事業所

宮古島市高齢者支援課
課長 新里 忍
〈公印省略〉

**宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスの算定方法の変更について（通知）**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、介護保険制度についてのご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス（独自） では、「月額包括報酬制」（定額制）としていましたが、令和 7 年 4 月のサービス提供分より「一回あたりの単価」（回数制）を導入いたします。費用の算定にあたっては、「介護保険施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 15 日老認発 0315 第 5 号厚生労働省老健局認知施策・地域介護推進課長通知）」に準ずるものとします。

詳細については、別紙資料をご確認ください。また、必要な手続き等については、適宜ご対応をお願いいたします。

サービスコード表は、当市ホームページに掲載いたします。

サービスコード表単位数マスタ（CSV 版）につきましては、現在調整中ですので、後日（4 月中旬予定）ホームページに掲載いたします。

【掲載場所】

トップページ > 事業者向け情報 > 介護 > **【更新】** 介護予防・日常生活支援総合事業について > 宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの算定方法の変更について

宮古島市福祉部 高齢者支援課
介護予防係 豊見山・伊東
Mail:kaigo.yobou@city.miyakojima.lg.jp
電話 0980-73-1979